

## 公益財団法人 東日本大震災復興支援財団 「子どもサポート基金」(2015年度) 応募要項

### <ご確認ください>

○2015年度より、以下の変更点があります。

A. 募集頻度:年1回の募集になります。(2015年度は今回の募集のみ)

B. 助成率:

80%までとなります。そのため、申請時に活動費用総額のうち、20%以上の自己負担金が必要となります。※詳細は「3 助成対象費用」をご確認ください。

C. 申請対象となる活動分野:以下の2分野が対象となります。

I 課題解決(震災に起因した子どもに関する課題の解決を目指す活動)

II 人材育成(将来復興や東北の発展を担う人材の育成を目的とする活動)

D. 申請対象となる活動期間(分野共通):

・中長期的な支援活動でおおむね2年以上の活動計画があるもの。

・助成対象期間中(2014年4月～2016年3月)に6ヶ月以上行われる活動であり、かつ子どもの参加頻度が平均3ヶ月に1回以上あるもの。※詳細は「4 助成対象活動」をご確認ください。

(例:「夏休み期間中1週間みの宿泊プログラム」などの活動は助成対象外となります)

## 1 趣旨

公益財団法人東日本大震災復興支援財団(以下、「当財団」)は、東日本大震災で被災した子どもたちが出来るだけ早く日常の生活を取り戻し、心身の健康を回復維持し、主体性を発揮して希望を持って逞しく成長することをサポートするために、「子どもサポート基金」(以下「本基金」)を設立し、東日本大震災で被災した子どもたちの支援活動等を行う団体への助成を行います。

## 2 助成の内容

助成対象期間	助成上限額	助成率	助成総額(予定)
2015年4月1日～2016年3月31日	1,000万円	80%以内	7,500万円

※2015年度より年1回の募集になります。(今回の募集のみ)

※助成総額は、状況により増減する場合があります。

※助成対象期間より長期の活動でも申請は可能です。その場合は助成対象期間の活動費用のみご申請ください。(例)活動期間が2015年4月1日～2016年9月30日までの場合→2016年3月31日までの活動費用をご申請ください。

## 3 助成対象費用

助成対象期間の活動費用で、他の助成機関等から助成を受けていない費用が助成対象です。

助成率は、活動費用総額の80%以内までです。(20%以上の自己負担金が必要です)

※自己負担金とは、本基金以外の活動資金(自己資金、寄附、会費、他の助成金など)を指します。

自己負担金の調達状況は、選考の際に考慮されます。

※当財団に申請する支援活動に対して、他の助成機関から活動費用の助成を受けている場合でも、費用の切り分けが明確であれば、申請は可能です。

※活動にかかる人件費、活動に使用する設備・機材等についての費用も申請可能です。

※原則として、飲食費は助成の対象になりません。

※活動内容を審査した上で、申請額から減額した助成額となる場合があります。

<支援対象者の宿泊を伴うプログラムについて>

支援対象者の宿泊を伴うプログラムの申請については、P8(別紙)に助成条件を記載しています。

必ず別紙をご確認ください。

#### 4 助成対象活動

申請団体が主体となって取り組む東日本大震災で被災した子どもたちのための中長期的な活動で、以下の項目を全て満たすものが対象となります。

##### (1) 活動分野

以下の活動分野が助成対象となります。(申請の際に、どちらかをお選びください)

- I 課題解決(震災に起因した子どもに関する課題の解決を目指す活動)
- II 人材育成(将来復興や東北の発展を担う人材の育成を目的とする活動)

##### (2) 活動期間(分野共通)

- ・中長期的な支援活動で、おおむね2年以上の活動計画がある。
- ・助成対象期間中(2015年4月～2016年3月)に6ヶ月以上行われる活動であり、かつ子どもの参加頻度が平均3ヶ月に1回以上あること。

##### (3) 活動地域(分野共通)

被災地における活動だけでなく、全国の避難先における活動も対象とします。

#### 【対象となる支援活動の例】

##### (課題解決を目的とする支援活動の例)

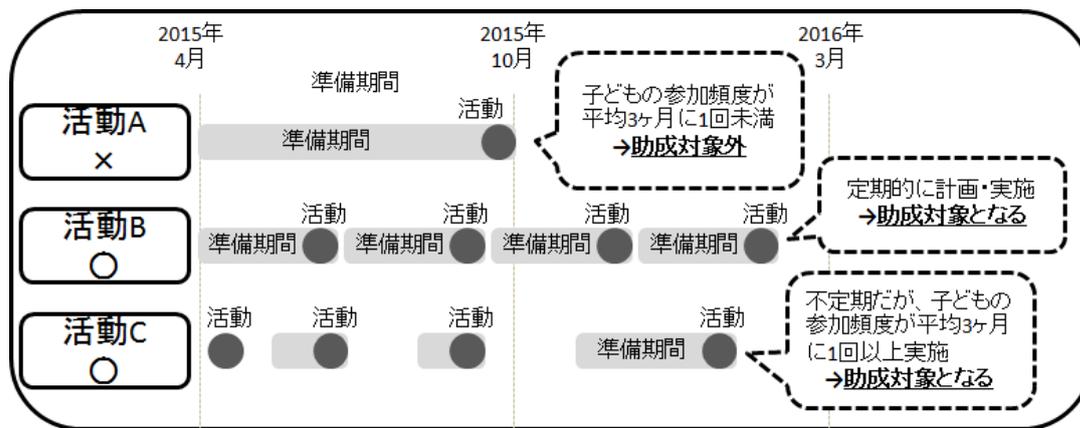
- ・日常生活を取り戻すための活動
  - 被災した子どもたちの生活環境を改善するための活動
- ・心身の健康を回復・維持・増進するための活動
  - 被災した子どもたちの心のケア
  - 被災した子どもたちの体力を回復・維持・促進するための支援活動
  - 被災した子どもたちの居場所・遊び場等をつくる活動
- ・その他
  - 子どもを持つ家庭に対する子育て環境改善のための活動
  - 被災した子どもたちに必要な支援に関する調査活動

### (人材育成を目的とする支援活動の例)

- ・主体性を発揮して逞しく成長するための支援活動
  - 被災した子どもたちに対する将来の復興のリーダーの育成を目指す教育活動
  - 被災した子どもたちが地域課題を解決する人材として成長するための支援活動

### 【対象とならない支援活動の例】

#### A. 短期(6ヶ月未満)の支援活動(例:「夏休み期間中1週間のみの宿泊プログラム」など)



- B. 助成金で支援物資等を購入して、そのまま個人に寄付・譲渡・配布等をする活動
- C. 助成を受けて、そのまま個人・団体に金銭・有価証券・金券等を配布する活動
- D. 他団体が主体となって行う活動へのボランティア参加がメインの活動 など

## 5 助成対象団体

東日本大震災で被災した子どもたちのための支援活動を行う団体(自治体、法人、コンソーシアム、ボランティアグループ、仮設住宅の自治会等)で、次項の申請要件を満たす場合に申請の対象となります。

## 6 申請要件

申請にあたり必要な要件は以下の通りです。

要件	<p>(1) <u>非営利活動</u> 非営利の活動であること。(営利とは、団体の社員・構成員に収益の分配をすることです。収益の分配がない限り、受益者から実費等を徴収することは問題ありません)</p> <p>(2) <u>活動実態</u> 実際に支援活動を行い、第三者から活動の実態が裏付けられること。</p> <p>(3) <u>組織基盤</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な活動の実施、資金管理、経理会計処理ができる組織体制があること。</li> <li>・活動の実施にあたり、安全上及び公衆衛生上の適切な措置が講じられていること。</li> <li>・活動・行事等の実施において公的な免許・資格・許可等が必要な場合、それを得ていること。</li> </ul> <p>(4) <u>報告連絡体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書作成ソフト、表計算ソフト等を利用しての報告書の作成が可能であること。</li> <li>・電子メールを使用して、日常の連絡、添付書類等の受信・送信等が出来ること。</li> </ul> <p>※連絡先のメールアドレスが携帯メールアドレスでの申請はできません。</p> <p>(5) <u>活動報告実績</u> 過去に当財団からの助成または寄附を受けている場合、必要な収支報告・活動報告等の提出等を完了していること。</p> <p>(6) <u>活動報告会等への参加</u> 助成決定時・助成対象期間終了時等に開催する採択団体を対象とした当財団主催の式典・会合等に参加すること。</p> <p>(7) <u>助成条件への同意</u> 本応募要項及び別途助成時に指定する助成条件に同意すること。</p> <p>(8) <u>面接</u> 当財団の指定日時及び指定場所(仙台または福島予定)での、面接が可能であること。 面接予定日:2015年2月2日～22日頃(日程は前後する場合があります)</p>
----	--

## 7 助成金の申請手続き

### (1) 申請手続

#### ① 申請書のダウンロード・記入

次の URL から申請書をダウンロードして、ご記入の上、**2部**ご用意ください。

[申請書ダウンロード URL]

[http://minnade-ganbaro.jp/katsudou/project/kodomo\\_support/summary\\_07.html](http://minnade-ganbaro.jp/katsudou/project/kodomo_support/summary_07.html)

(注意事項)

※必ず 2015 年度応募用の申請書を使用してください。過去の申請書での受付はできません。

※一団体が複数のプロジェクトを申請することはできますが、必ず、1プロジェクトにつき1申請書を作成してご申請ください。(複数のプロジェクトを1つの申請書にまとめて申請しないでください)

※申請書は片面印刷、クリップ留めでご提出ください(両面印刷、ホチキス留めはしないでください)

#### ② 必要書類の添付

必要書類は P9 **2.必要書類** に記載しています。指定された必要書類をご準備ください。

※必要書類がすべて添付されていない場合、受付はできません。

#### ③ 郵送

申請書 2部と、必要書類を合わせて、以下の送付先に**郵便**でご送付ください。

[送付先]

〒105-8799

東京都港区西新橋 3-22-5 日本郵便 芝郵便局留

公益財団法人 東日本大震災復興支援財団

「子どもサポート基金」担当 行

※郵便局留のため、宅急便では受取ができません。必ず郵便でお送りください。

※当財団への持ち込みでのご申請は受け付けておりません。必ず送付先へのご郵送をお願いします。

### (2) 受付期間

2014 年 11 月 12 日(水)～12 月 8 日(月)[消印有効]

### (3) 留意事項

ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、必ずコピーを保存してください。

## 8 選考及び助成の決定

### (1) 選考方法

当財団が設置する選定委員会において決定いたします。

### (2) 選考の流れ

#### ① 一次選考(書類選考)

全ての申請について書類選考を実施します。

↓ (一次選考通過団体にのみ 2 月 9 日頃までにご連絡します)

#### ② 二次選考(ヒアリング、面接、当財団に於いてのプレゼンテーション等)※適宜

一次選考を通過した団体に対して、原則として面接を実施します。当財団の指定日時・場所で面接を

受けて頂くことが申請要件となっておりますので、ご了承ください。(予定日:2015年2月2日~22日頃※日程は前後する場合があります)

また必要に応じて、電話でのヒアリング・プレゼンテーションを実施する場合があります。

### (3) 選考の際に重視するポイント

#### ① 課題の明確性

- ・震災によってどのような課題が生じた、または拡大したかを明確に把握しているか
- ・支援地のニーズに基づいた活動で、被災地の子どもたち・住民の利益に繋がる活動か
- ・支援地の状況に合致した活動か
- ・支援地の行政や団体とよく連携し、現状を把握したうえで活動を計画しているか 等

#### ② 支援活動の継続性

- ・課題の解決に対して中長期的な計画をもって取り組んでいるか
- ・被災地外からの活動の場合、被災地・被災者へのノウハウ移転を意識しているか
- ・活動を継続させるために、活動資金獲得に向けて継続的な工夫・努力等を行っているか
- ・活動を安定して継続的に実施できる組織基盤があるか 等

#### ③ 支援活動の実現可能性

- ・計画が具体的で、計画を実現するための手法が明確で適切であるか
- ・組織基盤、活動規模に見合った計画となっているか 等

#### ④ 支援活動の内容

- ・子どもたちのどのような力を引きだし高めていくかが明確で、それに応じた活動内容となっているか
- ・子どもたちが自らの力を発揮して逞しく成長していくことを後押しする活動か
- ・子どもたちの中長期的な成長に繋がる支援活動であるか
- ・環境、機会、物資等の不足を補うための活動の場合、子どもたち及び地域のコミュニティの力を引き出すための活動になっているか 等
- ・被災したコミュニティの再生または新たなコミュニティの形成に繋がる活動であるか

#### ⑤ 目標(課題)・フェーズ(段階)・手法(活動)の適合性

- ・支援地の課題を明確にとらえ、目標の達成や課題の解決に有効な活動内容となっているか
- ・活動の方針・ゴールを具体的にイメージしているか
- ・継続的な活動の場合、活動のゴールまでの段階に応じて活動を見直しているか  
(状況が変化しているにも関わらず、同じことの繰り返しになっていないか) 等

#### ⑥ 被災地主体

- ・被災者が中心となった活動または被災地に根ざした活動であるか
- ・被災地外からの支援活動の場合、現地団体と強い連携をもって活動しているか
- ・支援地の再生・発展への力を引出し高める活動であるか

#### ⑦ 活動費用の合理性

- ・活動費用が合理的であるか
- ・費用対効果の高い活動か
- ・一人あたりの支援金額が高額な場合、受益者から一部の自己負担を求める等をしているか 等

#### ⑧ 活動の発展性

- ・活動状況を広く社会に公開し、支援に係る別の支援を呼び込むことができるか

・他の活動のよい先例となりうる活動か 等

## 9 選考結果の発表

2015年2月27日(金)頃に、当財団ホームページで発表予定です。

※団体の名称・助成金額・活動概要等については、当財団のホームページ及びプレスリリース等で公表いたします。ご了承ください。

※選考の状況により、発表日が変更となる場合があります。その際には、当財団のホームページ上でお知らせいたします。

## 10 助成金の交付条件

選考結果の発表後、助成契約の締結時に、支払期日・支払回数等を各団体個別に調整のうえ決定します。(原則として先払いですが、活動の開始時期や支出の発生時期に合わせ、交付時期及び支払い回数等を調整させていただきます。)

## 11 活動報告等

### (1) 活動報告

助成を受ける団体は、以下の通り、活動報告をして頂きます。

#### ① 活動予定の報告

月に一度、翌月の活動予定の概要をご報告頂きます。

#### ② 活動実績の報告

##### (i) 中間報告

助成対象期間の中間時点で、活動状況の報告をして頂きます。

##### (ii) 終了報告

事業終了後1か月以内または助成期間終了後1か月以内のいずれか早い日程で、当財団に対して収支報告、助成金の使途・証憑、活動予定、活動実績(写真つき)を提出して頂きます。

### (2) 留意事項

・活動報告の書式は当財団が指定いたします。

・活動報告の内容の全てまたは一部は、当財団のホームページで公表します。

## 12 問い合わせ先

本基金についてのご質問は、以下までお問合せください。

(お問い合わせ)

公益財団法人 東日本大震災復興支援財団 「子どもサポート基金」 担当

電話 03-6889-1560(代) FAX 03-6889-1568

受付時間 平日 10:00~17:45(12:00~13:00をのぞく)

以上

## (別紙)

### 1. 宿泊を伴うプログラムの申請上の注意点

申請する活動の計画が6ヶ月以上であり、子どもの参加頻度が平均3ヶ月に1回以上あることが申請の対象となります。短期間の宿泊プログラム(例:「夏休み期間中 1 週間のみ宿泊プログラム」など)は助成対象にはなりません。ただし、リーダーシップ教育等の人材育成を目的とした活動、子どもの支援活動を通じた地域コミュニティの維持・再生等に関わる活動は例外的に認められる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。また、その他、上記に該当しない活動がありましたら、お問い合わせください。

支援対象となる子どもたちの宿泊を伴うプログラムの申請条件・注意事項は、以下の通りです。

#### (1) 申請にあたって満たす必要がある条件

##### ① 適法な運営

プログラムの実施にあたり旅行業・旅客運送業等の免許・許可等が必要となる場合、該当する免許・許可等を得ていること。または免許・許可等を所持している適法な業者と連携の上、実施すること。

##### ② 安全管理

申請者が責任をもって安全管理・衛生管理等を行うこと。

##### ③ 自己負担金(参加費)の徴収

参加者から自己負担金(参加費)を徴収すること。

※自己負担金の金額の指定はありませんが、最低限、食費実費程度の徴収をお願いします。

※原則として、参加費無料の宿泊プログラムは助成対象になりません。

#### (2) 申請可能な額

##### ① 参加者に係る費用

申請可能な金額は、参加者一人一泊あたり 8,000 円までです。

※一人一泊 8,000 円には、宿泊費・移動交通費(公共交通機関・貸切バス・レンタカー等)・旅程中の体験活動の参加費用など参加者に関する費用全般を含みます。

※参加者一人一泊あたり 8,000 円以上かかるプログラムであっても、子どもサポート基金への応募は可能です。但し、当財団へ申請可能な金額は一人一泊あたり 8,000 円までとなります。

##### ② 運営費用

人件費・安全管理に係る費用など、運営に係る費用については、参加者に係る費用とは別途、申請可能です。

#### (3) 選考の際に重視される点

・プログラム内容が、集団でのイベント・旅行にとどまることなく、明確な課題意識を設定しその解決を目指したものになっているか、または目標や達成したい事項が明確で、プログラム内容がそれに応じたものになっているか。

・子どもたちへの長期的な教育効果が期待できるプログラム内容であるか

・受け入れ地域との連携が密にできているか 等

## 2.必要書類

申請にあたって、必要となる提出書類は以下の通りです。

●:必須提出 △:有る場合提出

	書類名	備考	提出部数	法人格のある団体	法人格がない団体	チェック欄
1	申請書	片面印刷で1部ずつクリップ留めをしてください。(両面印刷やホチキス留めはしないでください。)	2部	●	●	
2	団体に関する説明資料	会社案内、法人案内、団体設立の趣意書など。	1部	●	●	
3	団体の定款 またはそれに相当するもの	定款がない場合は、定款に相当する団体規約・規程。	1部	●	●	
4	意思決定機関の名簿	役員名簿など。	1部	●	●	
5	直近の決算書・活動報告書 またはそれに相当するもの	設立後1年未満で決算書や活動報告書がない場合は提出不要です。 その旨を記入した書面を同封してください。	1部	●	●	
6	推薦状	・フォーマットは自由です。 ・推薦者の捺印は不要です。 ・推薦者の連絡先(電話番号)を記してください。(確認の連絡をする場合があります) ・推薦者に指定はありませんが、支援活動をよく知る支援先や連携先の方が好ましいです。	1部	△	●	
7	支援活動実績	東日本大震災に関するこれまでの支援活動の報告書、HPの記載、写真など。主要な活動のみで結構です。	1部	△	△	

**3.送付先**

申請書類の送付先は、以下の通りです。(切り取って郵送用のラベルとしてお使いいただけます。)

※郵便局留のため、宅急便では受取ができません。必ず郵便でお送りください。

※申請期間中のみ開設している受付窓口です。受付期間を過ぎた郵送物は10日後以降に返送されます。

キリトリ
〒105-8799 <span style="float: right;"><b>郵便局留</b></span>
東京都港区西新橋 3-22-5 日本郵便 芝郵便局留
公益財団法人東日本大震災復興支援財団 「子どもサポート基金」 担当 行
キリトリ

#### 4. (FAQ) よくある質問

	項目	質問	回答
1	助成対象	法人格のないボランティア団体ですが、申請はできますか。	法人格がなくても申請可能です。
2	助成対象	他の助成団体にも申請中です(他の助成団体から同一の活動に対して一部助成を受けています)が、申請は可能ですか。	費用の切り分けが明確であれば申請は可能です。
3	対象活動	支援対象となる「子ども」とは何歳くらいまでですか。	大学生までです。
4	対象活動	どのような活動が申請対象になりますか。	申請団体が主体となって取り組む東日本大震災で被災した子どもたちへの支援活動であれば、全て申請の対象になりますが、助成の可否は選定委員会で審査されます。また重視される点については、要綱書に記載しておりますので、ご確認ください。宿泊を伴うプログラムについては、申請条件をご確認ください。
5	対象活動	子どもを持つ保護者への支援活動は申請対象になりますか。	子どもたちの生活環境を改善することに繋がる保護者への支援活動であれば、対象になります。
6	助成金	事業にかかる費用全額を申請してもよいですか？	活動費用総額の最大 80%までが助成対象です。また、資金計画における他の財源の確保状況等は選考の際に考慮されます。
7	書式	申請書の枠に、記入内容が収まりません。枠やページは増やしてよいですか？	適宜、枠を大きくしてご記入いただいても問題ありません。ただし、できるだけ簡潔にご記入ください。
8	助成金	助成金の支払いは前払いですか、後払いですか。	支払の発生時期等を考慮して、助成契約締結時に個別に調整させていただきます。申請内容によっては、分割払い、後払い等の助成条件が付される場合があります。
9	必要書類	推薦状は、誰からもらえばいいですか。	特に指定はありませんが、支援先の方、連携団体の方など活動をよく知っている方が好ましいです。

10	必要書類	推薦状をもらうのに時間がかかります。後日送付でもかまいませんか？	12月8日(月)の消印に間に合う場合は、 <u>指定の送付先(芝郵便局)</u> にお送りください。それ以降は、 <u>当財団に直接ご送付</u> ください。ただし、 <u>12月19日(金)必着</u> です。また後日送付の場合は、団体名を明記してください。
11	必要書類	推薦状にフォーマットはありますか？	特にありませんが、推薦者の所属・連絡先(電話番号)は明記してください。
12	必要書類	推薦状に捺印は必要ですか？	捺印は不要です。

その他の質問については、以下までご連絡ください。

<p>(お問い合わせ)</p> <p>公益財団法人 東日本大震災復興支援財団 「子どもサポート基金」 担当</p> <p>電話 03-6889-1560(代) FAX 03-6889-1568</p> <p>受付時間 平日 10:00~17:45(12:00~13:00をのぞく)</p>
--